

子どもの貧困の現状と三重県の取組について

1. 「三重県子どもの貧困対策計画」について

県では、国における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と「子供の貧困対策に関する大綱」の策定をふまえ、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされたりすることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するために、平成 28 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

令和 2 年度からは、当初の計画期間(平成 28 年度～令和元年度)終了にあたり、改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定しています。第二期計画の計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度です。

※計画における「子どもの貧困」の定義について

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、学力不振、社会的な孤立等)を抱えている状況を、「子どもの貧困」ととらえています。

2. 具体的な取組

「三重県子どもの貧困対策計画」においては、三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された①「教育の支援」、②「生活の支援」、③「保護者に対する就労の支援」、④「経済的支援」に⑤「身近な地域での支援体制の整備」を加えた 5 つの支援を柱として取組を進めてきました。

(これまでの主な取組について)

① 教育の支援

- ひとり親家庭の学習支援を実施する市町への補助(子ども福祉・虐待対策課)
- 生活困窮家庭の子どもの学習支援(地域福祉課)
- 地域未来塾(小中学校教育課)
- 三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金(少子化対策課)

ここ数年、「子どもの居場所」において、学習支援活動を行う団体が増加しており、県でも令和 4 年度から補助金による支援を始めました。子どもたちの身近な場所で、地域の実情に応じて教育の支援を利用できるよう、市町や「子どもの居場所」等の関係団体に働きかける必要があります。

② 生活の支援

- ひとり親家庭等日常生活支援事業(子ども福祉・虐待対策課)
- ひとり親家庭についてファミリー・サポートセンター事業利用料の減免、助成を実施(子どもの育ち支援課)
- 「子どもの居場所」への各種活動事業(少子化対策課)

ひとり親家庭等を対象に、家事や介護等の生活援助や、保育サービスが必要な場合に、「家庭生活支援員」を派遣する事業や、子どもの送迎や預かり等のファミリー・サポートセンター事業の利用料減免、助成を行っています。

また、子ども食堂やフードパントリーといった「子どもの居場所」を拠点とした生活支援も各地で広がっており、これらの活動を支援していくことが求められています。

③ 保護者に対する就労の支援

- 三重県母子・父子福祉センターにおける、パソコンや簿記等の就業支援講習の実施
(子ども福祉・虐待対策課)
- 三重県母子・父子福祉センターや、ハローワーク、各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携した就業相談や、求職者の登録、求人企業の登録等、職業紹介事業を実施
(子ども福祉・虐待対策課)

ひとり親の方の就労支援にあたっては、希望職種と求人とのミスマッチによるマッチングの難しさや、就職活動や就業経験の少なさ等から、就業までに時間を要する傾向があり、求職者に寄り添ったサポートが必要です。

④ 経済的支援

- 児童扶養手当や特別児童扶養手当等各種手当、給付金(子ども福祉・虐待対策課)
- 母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付(子ども福祉・虐待対策課)
- 母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談等の各種相談支援や、就労支援事業等を実施(子ども福祉・虐待対策課)

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、令和2年度以降複数回にわたって給付金の支給を行っています。

⑤ 身近な地域での支援体制の整備

- 県内 26 市町において、貧困に関する総合窓口の設置や、関係部署間の定期的な連携等、地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援体制を構築
- 県内 15 市町において、「子どもの貧困対策計画」を策定
(子ども・子育て政策に関する計画と一体的に策定するものを含む)
- 県内市町を対象に、子どもの貧困対策の説明や、市町の好事例を紹介する場として、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を開催(少子化対策課)

3. 令和6年度以降の取り組み

国では、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」について、これまでの「子供の貧困対策に関する大綱」の内容も含め、年内の閣議決定に向けて策定されているところです。

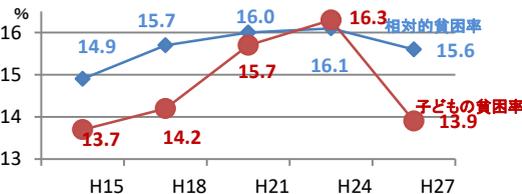
県としては、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の計画期間が令和6年度までであることから、令和6年度中に、「こども大綱」の内容をふまえて策定予定の「三重県こども計画(仮称)」とともに、新たな計画を策定する必要があります。

基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨**
子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないよう、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、策定します。
- 2 計画の位置づけ**
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき定める「子どもの貧困対策についての計画」です。
(「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」と一体的に策定します。)
- 3 計画の期間**
令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 4 子どもの貧困のとらえ方**
子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の違い、自尊心や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

子どもの貧困対策の取組状況

- 無料の学習支援が利用できる市町数の増加
(計画策定時)6市町→(平成30年度末)28市町
- 新入学児童生徒学用品費の入学前の前倒し支給を行う市町数の増加
(平成29年3月)小学校1市、中学校5市町→(平成31年3月)小学校25市町、中学校27市町
- 未就学児にかかる医療費の窓口無料化
一定の要件の下で、令和元年9月より県内全市町で実施
- 子ども食堂の増加
(平成29年)26か所→(令和元年)40か所
- 貧困率(国民生活基礎調査)の推移



基本方針

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築
- (2) 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- (3) 市町における取組の支援
- (4) 教育の支援

具体的取組と計画目標

注)「■」は目標「□」はモニタリング指標(目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標)のこと

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標		
	項目名	現状	令和6年度
(1) 教育の支援	■生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町(R1)	29市町
	■施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもへの高等教育機関への進学率	25.9% (H30)	38.3%
	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	84.4%
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38% (H28)	—
	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100% (H29)	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町(H30)	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7% (H30)	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1% (H30)	—
	□児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—
□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H30)	—	
□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4% (H30)	—	
□全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (H30)	—	
□全世帯の子どもの高等学校中退者数	710名(H30)	—	
(2) 生活の支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町(R1)	29市町
	①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目ない生活支援	—	—
	②子どもの生活支援	—	—
	③子どもの安心できる居場所づくり	—	—
	④子どもの自立支援	—	—
	⑤住宅支援	—	—
	■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町(H30)	29市町
	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件(H30)	—
	□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	—
	□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24市町(H30)	—
□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25人(H30)	—	
□県内で活動する子ども食堂の数	40箇所(R1.5時点)	—	
(3) 保護者に対する就労の支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人(H30)	540人
	■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9% (H30)	90%
	□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名(H30)	—
	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名(H30)	—
(4) 経済的支援	■養育費を受給している割合	36.9% (R1)	50%
	①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	□児童扶養手当の受給者数	12,396人(H30)
(5) 身近な地域での支援体制の整備	■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町(H30)	29市町
	①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援の充実と理解の促進	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市(H30)

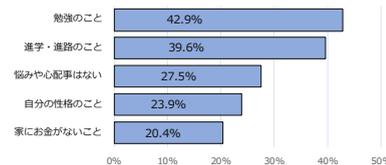
実態調査

効果的な支援のあり方を検討するため、当事者へのアンケート調査や、日頃から支援に携わる方々との意見交換、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生、児童養護施設・里親家庭出身者等への聴取調査を実施しました。

保護者および子どもへのアンケート調査

- ・教育費を不安に思う保護者の割合が高い。
- ・子育て世代が利用できる様々な支援について認知度が低い。
- ・児童扶養手当など手当の充実、子どもの病気や長期休暇の際の預け先や居場所の充実、相談窓口の充実、医療費の軽減を望む声がある。等

○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか(子ども)
※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか(保護者)
※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会

- ・様々な支援制度をつなぎ、総合的にコーディネートする機能が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーのさらなる拡充が必要である。
- ・支援が届かない、届きにくい子どもや家庭への支援には、アウトリーチが重要である。等

今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの増員や地域の状況をふまえた支援を望む声があり、多様な課題を抱える子どもに対する学校を窓口とした教育相談を充実していく必要があります。
- ・高等教育機関の就学支援新制度の実施にともない、家庭の経済状況に関わらず進学のチャンスが確保されるよう、高校生世代を対象とする学習支援を充実させる必要があります。また施設や里親家庭で生活する子どもの進学支援も行う必要があります。
- ・子育てや家事の支援など生活の援助を望む声があります。必要なサービスを受けられるよう、制度の充実や利用料の助成等を拡充していく必要があります。
- ・市町における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。今後は子どもや家庭により身近な地域において、支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困対策について、ワンストップ窓口等の更なる充実に加え、支援を必要とする人にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。等

第二期三重県子どもの貧困対策計画 目標及びモニタリング指標

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標					令和6年度
	項目名	計画策定時 (平成30年度)	前年度	最新値	年度	
(1) 教育の支援 ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 ②教育に係る経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への学習支援	■生活困窮家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町	16市町	18市町	令和5年度	29市町
	■ひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数			1市町	令和4年度	
	■施設入所児童の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	25.9%	24.0%	26.9%	令和4年度	38.3%
	■里親の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校			30.8%	令和5年度	
	■生活保護受給家庭の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校			32.9%	令和3年度	
	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	67.0%	70.6%	令和4年度	84.4%
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38%	—	17,391人 12.97%	令和3年度	—
	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100%	—	100%	令和4年度	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町	—	28市町	令和5年度	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町	—	28市町	令和5年度	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7%	—	9.6%	令和4年度	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1%	—	14.0%	令和4年度	—
	□児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100%	—	92.9%	令和4年度	—
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3%	—	94.4%	令和3年度	—
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4%	—	2.1%	令和3年度	—
□全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	—	0.8%	令和3年度	—	
□全世帯の子どもの高等学校中退者数	710名	18市町	290名	令和3年度	—	
(2) 生活の支援 ①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ②子どもの生活支援 ③子どもの安心できる居場所づくり ④子どもの自立支援 ⑤住宅支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数	17市町	9市町	9市町	令和4年度	29市町
	■ひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数		9市町	12市町	令和4年度	
	■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町	(産婦)29市町 (産後)29市町	(産婦)29市町 (産後)29市町	令和5年度	29市町
	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件	—	160件	令和4年度	—
	□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	—	19市町	令和5年度	—
	□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24市町	—	26市町	令和4年度	—
	□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25人	—	21人	令和4年度	—
□県内で活動する子ども食堂の数	40箇所	—	102箇所	令和4年度	—	
(3) 保護者に対する就労の支援 ①親の就労支援 ②親の学び直しの支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	593人	356人	令和4年度	540人
	■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9%	45.5%	63.6%	令和4年度	90%
	□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名	—	30名	令和4年度	—
	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名	—	100名	令和4年度	—
(4) 経済的支援 ①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	■養育費を受給している割合(※) ※計画策定時の数値は県独自調査によるもの、令和5年度の数値は福祉行政報告例によるもの。今後は福祉行政報告例による数値を目標とする。	36.9%	24.4%	25.4%	令和5年度	50%
	□児童扶養手当の受給者数	12,396人	—	11,120人	令和4年度	—
(5) 身近な地域での支援体制の整備 ①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援の充実と理解の促進	■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	24市町	26市町	令和5年度	29市町
	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町	13市町	15市町	令和5年度	29市町

目標は■、モニタリング指標は□で表記 モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

三重県は

子どもの居場所

を応援しています！

資料7-4

令和5年度 三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
子どもの貧困対策 ～「子どもの居場所」支援～

令和5年12月20日

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課

“子どもの貧困対策計画”と児童福祉法改正について

・ 県内市町の“子どもの貧困対策計画”策定状況

令和元年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正市町村における“子どもの貧困対策計画”策定が努力義務に

「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」における目標
令和6年度に県内すべての市町で計画の策定

令和5年10月現在の計画策定状況・・・15市町

○子ども・子育て政策に関する計画と一体的に策定

⇒ 児童福祉法改正で、市町村や地域の役割が一層重要に。

「子どもの居場所」の定義

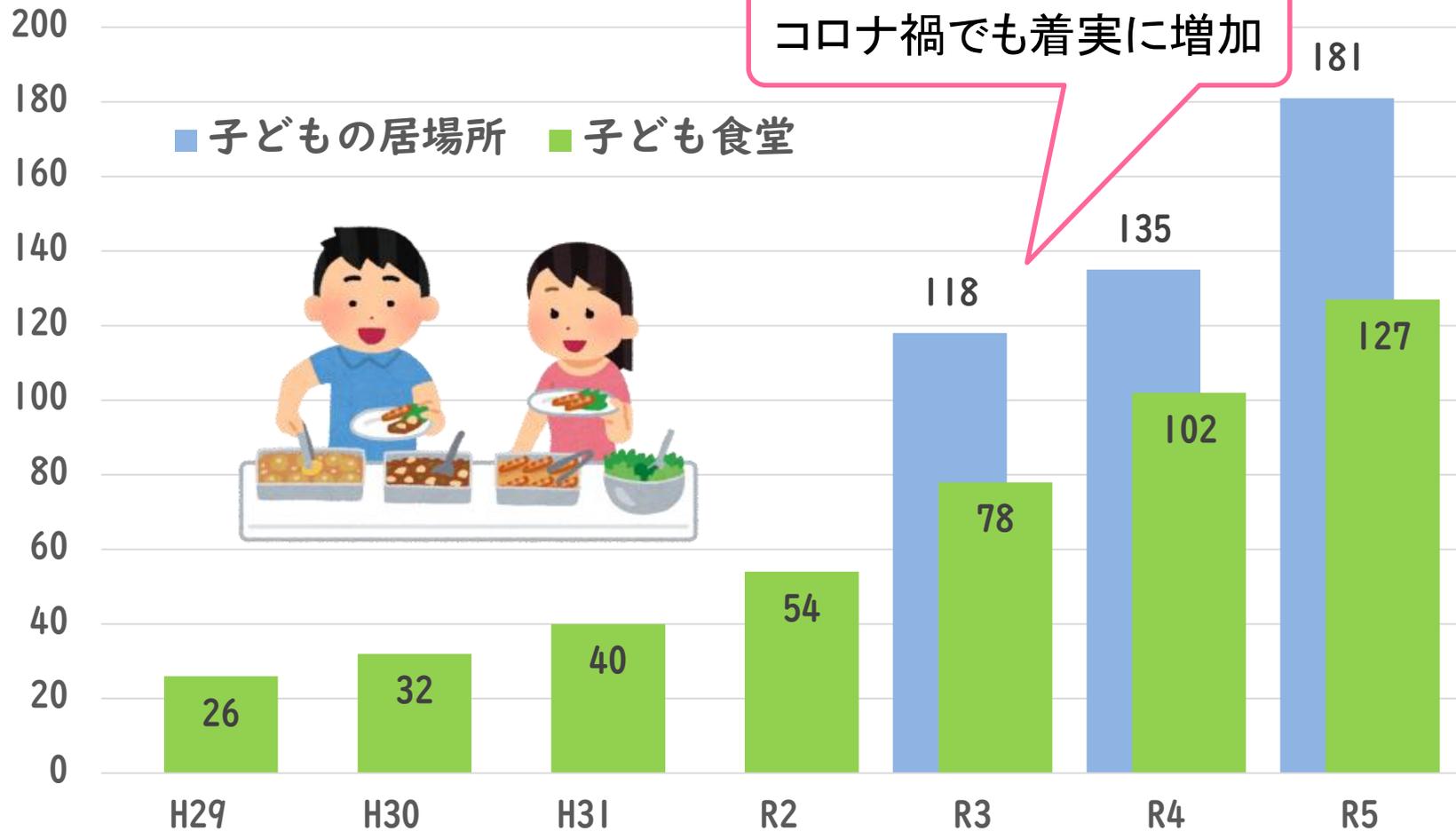
・「子どもの居場所」とは

子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験、学習支援教室、相談場所や地域交流の場など、家でも学校でもなく、子どもが気軽に集える場所。「第3の居場所」とも言われる。地域交流の場としての役割や、子どもの貧困をはじめとした様々な問題を抱える子どもたちを支援する場所の1つとして、注目されている。



三重県における「子どもの居場所」の現状

・三重県内の「子どもの居場所」



「子どもの居場所」の課題(R3 現況・実態把握調査)

①子どもの居場所としての活動歴

「3年未満」が約半数

活動実績が短い団体が多い

②団体のスタッフ人数

1回あたりの活動するスタッフは「5人以下」が約半数

少人数で活動する団体が多い

③活動継続における課題

1位:後継者、新たなスタッフ募集

2位:活動資金の調達

3位:スタッフの人材育成

4位:設備・場所

5位:広報

6位:感染症対策

7位:物資・食材の受取・配送

課題を
抱えながらの活動

ぜい弱な運営形態

子どもの居場所を
「持続可能な取組」と
するための支援が必要！

R5 持続可能な「子どもの居場所」支援事業

子どもの居場所が「持続可能な取組」となるよう
様々な手法で支援を実施

広報
活動

人材
育成

- ・子どもの居場所づくり応援アドバイザー派遣
- ・子どもの居場所づくり勉強会の開催
- ・子どもの居場所づくりインターンシップの実施

マッチ
ング

- ・子どもの居場所 ニーズ・シーズマッチング事業

運営
補助金

新規

- ・三重県子ども食堂等支援事業補助金
- ・三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金
- ・三重県子ども食堂等朝ごはん事業補助金

新規
開拓

新規

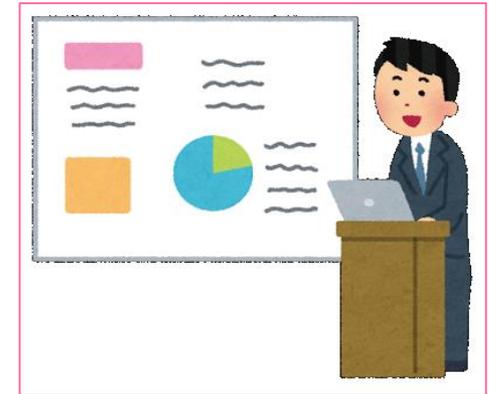
新規

- ・飲食店の子どもの居場所への参加促進モデル事業
- ・子ども朝ごはん食堂参加促進モデル事業

・子どもの居場所づくり応援アドバイザー派遣

子どもの居場所に関する様々な知識や、
経験ある有識者を「子どもの居場所づくり
応援アドバイザー」として県が委嘱し、
希望する団体・個人などに派遣。

※派遣に係る講師料・交通費は県が負担



【アドバイザーの専門分野】

子どもの居場所運営者、無料学習支援事業者、
広報活動や助成金申請などの専門家 など

令和5年7月～ 募集開始 3件の利用

・子どもの居場所づくり勉強会の開催

子どもの居場所運営者やスタッフ、子どもの居場所に関心のある方を対象に、子どもの居場所を運営していくために必要な知識を習得することができる勉強会を開催。

日時	テーマ
R5年7月23日(日)	第1回 はじめての子どもの居場所づくり
R5年10月19日(木)	第2回 子どもからお年寄りまで集う「ねやこや」さんを訪ねて～実地研修～
R5年8月31日(木)	第3回 子どもの居場所の食品衛生と食品アレルギーについて
R5年10月6日(金)	第4回 個性豊かな子ども達とのかかわりについて
R5年12月4日(月)	第5回 子どもの居場所を継続していくために～助成金について～
R5年12月下旬	第6回 子どもの居場所を継続していくために～広報・周知について～
R6年2月上旬	第7回 子どもの居場所の現状と課題 —令和5年度成果報告会—

令和5年7月～ 募集開始 のべ63名の参加

・子どもの居場所づくりインターンシップの実施

子どもの居場所を新たに始めたい方などを対象に、長期間の運営実績や、先進的な取り組みを行う子どもの居場所運営団体において、インターンシップ体験を実施。



令和5年7月～ 募集開始 6名の参加

「アドバイザー派遣」「勉強会開催」「インターンシップ実施」により、子どもの居場所の持続可能な運営に必要な“人材の育成”を支援

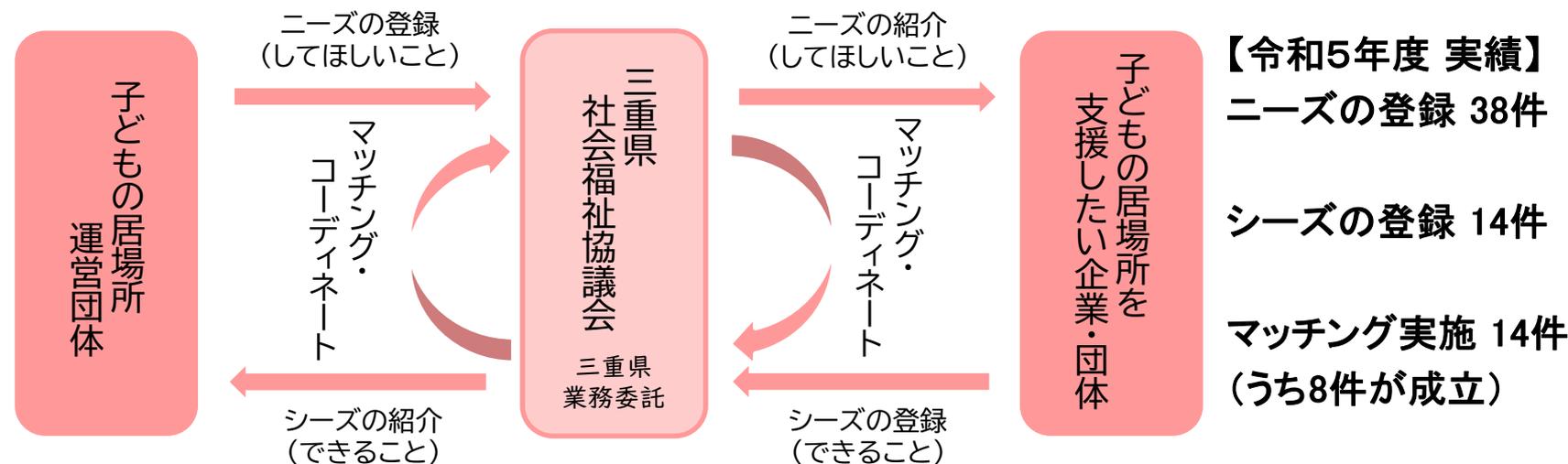
R5 持続可能な「子どもの居場所」支援事業～マッチング～

県社会福祉協議会
委託事業

・子どもの居場所 ニーズ・シーズマッチング事業

「子どもの居場所」の“ニーズ”（してほしいこと）と、
「子どもの居場所」を支援したいと考える企業や団体などの
“シーズ”（できること）を見える化し、双方をマッチング・
コーディネートすることで、子どもの居場所の活動を支援。

令和5年7月～ ニーズ・シーズ登録開始



・子どもの居場所 ニーズ・シーズマッチング事業

令和5年度
成立第1号

・マッチング成立団体

県内で活動する「子どもの居場所」運営団体(5団体)

三重県園芸振興協会(事務局:JA全農みえ営農対策部)

・マッチング成立に基づく取組内容

三重県園芸振興協会が開催する

「第3回三重県なし品評会」に

出品された“なし”を、県内の

「子どもの居場所」運営団体に

提供いただきました。



R5 持続可能な「子どもの居場所」支援事業～運営補助金～

・三重県子ども食堂等支援事業補助金



対象者

- ・子ども食堂やフードバンク、フードパントリーを実施する団体
- ・生活困窮世帯などに対する支援を実施する団体

対象経費

- ・子ども食堂などの実施に必要なとなる経費
(消耗品費、生活用品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費 など)

補助額

- ・1団体あたり 上限20万円 補助率 10 / 10

活用事例

子ども食堂で使う食器や調理器具・家電	テイクアウト弁当用の容器や食器
パントリーで配布する生活用品の購入	広報チラシの作成・印刷費

令和5年8月～ 募集開始 38件

・三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金

対象者

- ・子ども向け学習支援を行う団体
- ・スポーツや文化、芸術などの子ども向け体験活動を行う団体

対象経費

- ・学習支援や子ども向け体験活動の実施に必要なとなる経費
(消耗品費、備品費、報償費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 など)

補助額

- ・1団体あたり上限20万円 補助率10/10

活用事例

学習支援に必要な参考書や教材	体験活動に必要な用具や備品
体験活動を指導する講師への謝金	体験活動先へ移動するバスの借り上げ

令和5年8月～ 募集開始 29件

R5 持続可能な「子どもの居場所」支援事業～運営補助金～

R5
新規事業

・三重県子ども食堂等朝ごはん事業補助金

対象者

- ・朝ごはんを提供する子ども食堂運営団体

対象経費

- ・子ども食堂運営団体が、朝ごはんを提供するにあたり必要となる経費
(消耗品費、生活用品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費 など)

補助額

- ・1団体あたり上限20万円 補助率10/10

活用事例

子ども食堂で使う食器や調理器具・家電	テイクアウト弁当用の容器や食事
パントリーで配布する生活用品の購入	広報チラシの作成・印刷費

令和5年8月～ 募集開始 3件

・飲食店の子どもの居場所への参加促進モデル事業

モデル地域において、給食のない期間中に子ども食堂を開設していただける飲食店を掘り起こし、既存の子どもの居場所や市町・社協・学校等と連携。

物価高騰により影響を受けているひとり親家庭や生活困窮家庭等を対象に、“食”の提供機会を増やします。

さらに、事業終了後は参加飲食店にヒアリングを行い、子ども食堂継続の意向等も確認し、子どもの居場所への移行と新規開拓をめざします。

令和5年11月～ 四日市市、鳥羽市で実施



・子ども朝ごはん食堂への参加促進モデル事業

モデル地域において、給食のない期間中に朝食を提供していただける子どもの居場所を掘り起こし、地域の企業や飲食店、市町、社協、学校等と連携。

子どもへの“食”の提供機会の増加や、子どもの健やかな成長につなげることを目的とします。

さらに、事業終了後にヒアリングを行い、朝食提供継続の意向等も確認し、子どもの居場所の裾野の拡大を促すとともに、同様の取組が県内に波及することをめざします。

令和5年11月～ 四日市市で実施



R5
新規事業

・「子どもの居場所」支援事業 広告媒体の活用

「県政だより みえ」や「みえこども新聞」等、県の持つ各種の広告媒体を活用し、「子どもの居場所」の周知・広報活動を展開。

子どもを支えていきましょう！

少子高齢化や生活スタイルの変化などによる地域のつながりの希薄化が進む現代社会において、子どもが安心して伸び伸びと自らの力を発揮できる場が減少しています。私たち大人が、子ども一人ひとりの成長を温かく見守り、支えていきましょう。

「子どもの居場所」づくりを応援しています

「子どもの居場所」とは、家でも学校でもなく、子どもたちが気軽に集え、安心して過ごすことができる場所のこと。

子どもや家族からのSOSが察知できる
子どもの孤食や孤立を防げる
多世代交流につながる など、
「子どもの居場所」は、身近な地域での
子ども・子育て支援の場になっています。

例えば、こんな場です！

子ども食堂

地域の子どもやその保護者、住民を対象として、無料または低額で食事を提供する会館です。子ども一人ひとりが安心して過ごせる場を提供しています。



学習支援教室

さまざまな事情により、家庭での学習環境が十分ではない子どもを対象に、教員等のOJや学生ボランティアなどが行う、無料または低額の学習支援活動です。



フードパントリー

子育て世帯やひとり親世帯など、さまざまな理由で食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体、地域住民などから提供を受けた食品や日用品などを無料で配布する活動です。



各運営者の創意工夫により、多様な活動内容が展開されています。

子どもの居場所の数（県内）

※NPO法人びびるまのびのび（2022）



県では、身近な地域で子どもの育ちを支援するため、地

居場所」づくりや、「子どもの居場所」が活動を継続して

「子どもの居場所」の支援に関する 詳しくはこ

情報を掲載しています！ 三重県 子どもの居場所支援

問い合わせ先 子ども・福祉部 少子化対策課

TEL 059・224・2057 FAX 059・224・2270 E-mail: shoshika@pref.mie.jp

特集
子ども・子育て支援
子どもたちが豊かに



三重テレビ 県政だより みえ
2023.10.15放送

のびのび育て！みえの子どもたち ―三重県子ども・福祉部からのお知らせ―

知っていますか？ 子どもの居場所

子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験教室、学習支援教室、相談場所や地域交流の場など、「家でも学校でもなく子どもたちが気軽に集える場所」です。運営者の創意工夫により、多様な活動内容が展開されています。

三重県内の「子どもの居場所」活動事例

子ども食堂

地域の子どもの保護者、住民を対象として、無料または低額で食事を提供する会館です。地域のつながりの中心、子どもが安心して過ごせる場を提供しています。

学習支援教室

さまざまな事情により、家庭での学習環境が十分ではない子どもたちを対象に、教員等のOJや学生ボランティアなどが行う、無料または低額の学習支援活動です。

フードパントリー

子育て世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯など、さまざまな理由で食品や日用品の入手が困難な方を対象に、企業や団体、地域の住民などから提供を受けた食品や日用品などを無料で配布する活動です。

子どもの居場所の数（三重県内）

※NPO法人びびるまのびのび（2022）

年度	子ども食堂	子どもの居場所
H30	32	40
H31	40	54
R2	78	102
R3	118	135
R4	135	162

は、持続可能な「子どもの居場所」の活動を応援しています

問い合わせ先 子ども・福祉部 少子化対策課 子どもの居場所支援
TEL 059・224・2057 FAX 059・224・2270 E-mail: shoshika@pref.mie.jp

みえこども新聞
2023.5月号

広報活動の
強化・充実

R5
新規事業

・「子どもの居場所」支援事業 SNSの開設

県社会福祉協議会委託事業を中心とした「子どもの居場所」支援事業の広報活動を行うため、SNS(インスタグラム)アカウントを開設。

「子どもの居場所」支援事業
SNS(インスタグラム)アカウント



← shakyomiekodomo :



8 45 23
投稿 フォロワー フォロー中

三重県子どもの居場所支援事業（三重県委託事業）
三重県からの委託で実施している子どもの居場所支援事業の公式インスタグラムです。

本事業の情報や子どもの居場所の情報収集、助成情報など様々な情報を発信します！

[事務局]

三重県社会福祉協議会

☎059-227-5145

✉kodomoto29@miewel.or.jp

フォロー

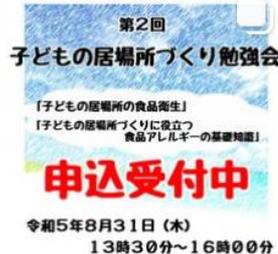
メッセージ



アドバイザー派遣事業



インターンシップ



三重県のめざす「子どもの居場所」

子どもが気軽に集うことができる「子どもの居場所」が公立中学校区(155校※)に1つ以上あることをめざします。

【みえ元気プラン】

令和5年度実績:181か所 令和8年度目標:150か所

数の上では目標を達成していますが、その分布には市町によって活動状況に地域差がある等子どもたちが気軽に集うことができる状況には達していません。

引き続き「子どもの居場所」への支援についてご理解・ご協力をお願いします。

※令和3年度学校基本調査